

# 東美濃広域パンフレット作成委託業務 仕 様 書

## 1 委託業務名

東美濃広域パンフレット作成委託業務

## 2 委託業務期間

契約締結の日から令和4年12月26日（月）まで

## 3 事業目的

本事業では、「東美濃」の知名度向上を図るため、東美濃地域の観光資源を活かしたパンフレットを作成することで、東美濃地域のイメージを広く効果的に発信し、さらなる観光誘客につなげることを目的とする。

## 4 業務内容

東美濃広域パンフレット作成委託業務にかかる業務は以下のとおりである。なお、業務の実施にあたっては、東美濃歴史街道協議会（以下「協議会」という。）と協議のうえ進めること。（構成市町：多治見市・中津川市・瑞浪市・恵那市・土岐市・可児市・御嵩町）また、令和4年9月21日提出の「東美濃広域パンフレット作成委託業務提案書」に基づき実施すること。

- (1) 旅行者目線を最優先とし、本事業におけるより具体的なコンセプト・テーマ・ターゲットを定め、パンフレットを作成する。
- (2) パンフレット作成作業には、企画立案・撮影・取材・デザイン・編集・校正・印刷・製本・納品・発送・工程管理・PDFデータ作成等、当該業務において必要となるすべての作業を含むものとする。
- (3) パンフレットに掲載する観光施設及び関係団体に対する協力の依頼及び調整については原則として受託者が行うものとし、協議会は必要に応じて受託者の業務に協力することとする。
- (4) 本業務に必要な資料の収集や撮影は原則として受託者が行うものとし、協議会は自らが所有する資料や写真の提供など、必要に応じて受託者の業務に協力するものとする。
- (5) 校正は原則3回以上行うこととし、完成具合によっては校正回数を増やすことがある。
- (6) 当該事業において、第三者が所有する素材を使用する場合、著作権処理を必ず行うこととする。

## 5 印刷製本

- ・サイズ : A4判またはA5判
- ・ページ数 : 12ページ以上
- ・色 : オールカラー
- ・紙 : コート紙90kgまたはマット紙90kg以上
- ・製本方法 : 中綴じ
- ・部数 : 2万部以上

## 6 紙面構成

### (1) 作成ポリシー

主に写真による訴求を中心とし、東美濃地域のイメージが魅力的に伝わるデザイン・レイアウトとなるよう心掛けること。

本事業において作成した紙面をベースとし、次年度以降も継続して内容の追加・更新を行いやすい構成となるよう工夫するものとする。

### (2) 掲載内容

#### ア. 表紙

他のエリアの観光パンフレットと横並びで置かれた場合であっても、目を引き、選ばれやすい工夫をする。

#### イ. 裏表紙

岐阜県及び協議会構成市町の所在が認識できる地図及び首都圏、関西圏、中京圏からのアクセス（公共交通機関及び自動車など）を紹介すること。

#### ウ. ページ構成

東美濃地域の観光情報を設定したターゲットに適した内容で発信できるよう受託者が素案作成の上、協議会と協議し決定すること。

## 7 成果品

### (1) パンフレット納入期限・・・令和4年12月26日（月）

### (2) 納入内容

#### ア. パンフレット

①納品場所は岐阜県内約10箇所とする。（納品数は、別途協議して決定する。）

②梱包は成果品に応じて協議会と協議の上決定する。

#### イ. 次に掲げるものについて、電子媒体（CD-ROM）で納入すること。

①パンフレットデータ（印刷用）

②パンフレットデータ（Web掲載用サイズPDF及びJPEG）

③パンフレットデータ（イラストレーター等）

④パンフレット作成時に撮影・使用した写真データ（二次使用を認めるものとする）

⑤その他本業務で生じた資料のうち協議会が指示する資料一式

## 8 業務完了後の提出書類

受託者は本業務完了後、速やかに以下の（１）～（２）の書類を提出すること。

- （１）以下①～②の内容を含む実績報告書
  - ① 業務の実施期間及び内容
  - ② その他、業務の実施状況
- （２）委託業務完了届

## 9 支払条件等

- （１）本業務に係る経費は、業務開始以降に支払うものとする。
- （２）業務の遂行上、必要がある場合には、受託者は概算払いを請求することができる。

## 10 業務の適正な実施に関する事項

- （１）業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、協議会と協議の上、業務の一部を委託することができる。

- （２）個人情報保護

受託者が委託業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、岐阜県個人情報保護条例（平成 10 年岐阜県条例第 21 号）、知事が行う個人情報に関する岐阜県個人情報保護条例施行規則（平成 11 年岐阜県規則第 8 号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

- （３）守秘義務

受託者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

## 11 著作権等の取扱いについて

別添著作権等取扱特記仕様書のとおりとする。

## 12 業務の継続が困難となった場合の措置

協議会と受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとする。

- （１）受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、協議会は契約の取消しができる。この場合、協議会に生じた損害は、受託者が賠償するものとする。なお、次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとする。

- （２）その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他不可抗力等、協議会及び受託者双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとする。一

定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できる。

なお、委託期間終了若しくは契約の取消しなどにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引き継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供すること。

### **13 「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除措置に関する措置要綱」に基づく通報義務**

- (1) 受注者は契約の履行に当たり、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求を受けた場合又は契約の適正な履行を妨害された場合は警察に通報しなければならない。なお、これらの不当介入を受けたにも関わらず通報しない場合は指名停止措置を講じることがある。
- (2) 受注者は暴力団等による不当介入を受けたことに起因して履行期間内に契約内容を完了することができないときは、発注者に対して履行期間の延長を請求することができる。

### **14 その他**

- (1) 本仕様書に明示なき事項、または業務上疑義が発生した場合は、両者協議により業務を進めるものとする。
- (2) 委託契約後、速やかに業務実施に係る計画書（実施内容、スケジュール等を記載）を提出し、協議会の承認を得ること。また、業務の実施にあたっては、協議会と十分協議したうえで行うこととする。

## 別記

### 著作権等特記事項

(著作者人格権等の帰属)

- 第1 印刷製本物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る同法第18条から第20条までに規定する権利（以下「著作者人格権」という。）及び同法第21条から第28条までに規定する権利（以下「著作権」という。）は受託者に帰属する。
- 2 印刷製本物に係る原稿、原画、写真その他の素材が著作物に該当する場合には、当該著作物に係る著作者人格権及び著作権（著作者人格権を有しない場合にあつては、著作権）は、提供した者に帰属する。ただし、発注者又は受託者が第三者より利用許諾を得ている素材が著作物に該当する場合については、当該第三者に帰属する。

(著作権の譲渡)

- 第2 印刷製本物が著作物に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（同法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を当該著作物の引渡し時に発注者に譲渡する。
- 2 印刷製本物の作成のために受託者が提供した印刷製本物に係る原稿、原画、写真その他の素材が著作物に該当する場合には、当該著作物のうち、次に掲げるものの著作権（同法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を当該著作物の引渡し時に発注者に譲渡する。
- 一 原稿
  - 二 原画
  - 三 写真
- 3 前二項に関し、次のいずれかの者に印刷製本物及び当該印刷製本物に係る原稿、原画、写真その他の素材の著作権が帰属している場合には、受託者は、あらかじめ受託者とその者との書面による契約により当該著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を受託者に譲渡させるものとする。
- 一 受託者の従業員
  - 二 本件契約によって実施される業務の一部が再委託される場合の再委託先又はその従業員
- 4 第1項及び第2項の著作権の譲渡の対価は、契約金額に含まれるものとする。

(著作者人格権)

- 第3 受託者は、発注者に対し、印刷製本物及び当該印刷製本物に係る原稿、原画、写真その他の素材（以下「印刷製本物等」という。）が著作物に該当する場合には、著作者人格権を行使しないものとする。
- 2 発注者は、印刷製本物等が著作物に該当する場合において、当該印刷製本物等の本質的な部分を損なうことが明らかな改変をすることはできない。

(保証)

第4 受託者は、発注者に対し、印刷製本物等が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証するものとする。

(印刷製本物等の電子データが入った納入物の提供)

第5 受託者は、発注者に対し、印刷製本物等の電子データが入った納入物 (Adobe Illustrator 形式等の編集可能な形式でDVD-R等に保存したもの) を当該印刷製本物の引渡し時に引き渡すものとする。

2 前項の規定により引き渡された納入物の作成の対価は、契約金額に含まれるものとする。

3 第1項の印刷製本物等の電子データが入った納入物の所有権は、当該印刷製本物の引渡し時に発注者に移転する。